

# 太田市男女共同参画社会の形成及び ジェンダー平等の推進に関する条例

(逐条解説)

はじめに

太田市では、太田市男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて社会情勢の変化やこれまでの計画の成果と課題を踏まえ、様々な施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

また、市の憲法ともいえる太田市まちづくり基本条例の第4条基本原則に、「男女共同参画の実現に向けたまちづくりに総合的に取り組む」と明記されています。

太田市では、基本計画のより一層の推進を図り、性別等による不公平のない社会の実現、またその考えを広く市民に啓発していくため、「太田市男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する条例」を制定しました。本条例は基本的な理念や方針を示すことを目的とした「理念条例」であり、強制力を伴う罰則等は設けていません。しかし、条例として明文化することで、市民や事業者、教育関係者と基本理念や役割を共有し、将来にわたって啓発活動などの事業を推進する姿勢を示すものです。

本条例の特徴として、名称に「ジェンダー」という文言を条例の名称に使用しています。これは、男女が平等な社会の実現を目指すことはもちろんですが、SDGsの基本理念の「誰一人取り残さない」という考えを推進し、基本原則である「ジェンダー平等」の実現に向け、様々な取り組みを進め、「ジェンダー」という言葉やその意味を多くの市民に正しく理解してもらうために、条例名に「ジェンダー」という言葉を使用しました。

また、本条例を読むにあたり、言葉の意味を正しく理解し、誤解や認識のばらつきがないように語句の定義を詳細に定義し、市の考え方をより具体的に捉えてもらうことができるように作成しています。

この条例を推進していくためには、行政はもとより、市民の皆様をはじめ、事業者の皆様、教育関係者の皆様、地域社会が一体となって取り組んでいくことが重要です。今後も皆様とともに男女共同参画社会の形成及びジェンダーの推進をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性別等による不平等がなく、全ての人が個人として尊重され、個性及び能力を発揮し、並びに社会的責任を分かち合い、かつ、あらゆる分野における活動に参画できる社会を実現することを目的とする。

## 【趣旨】

本条では、この条例を制定する目的について定めています。

この逐条解説においては、性別等による不平等がなく、全ての人が個人として尊重され、個性及び能力を発揮し、並びに社会的責任を分かち合い、かつ、あらゆる分野における活動に参画できる社会のことを、「一人ひとりが個性や能力を発揮し、輝けるまち」という言葉で表しています。

なお、この「一人ひとりが個性や能力を発揮し、輝けるまち」という言葉は、太田市が目指す社会のビジョンを分かりやすい短文で表し、効果的に周知及び啓発をするためのキャッチコピーとして、ポスターやチラシ等に掲載しています。

## 【説明】

本条例は、男女共同参画社会の形成やジェンダー平等が推進された、「一人ひとりが個性や能力を発揮し、輝けるまち」を目指すため、次の重要な事項を定めることを述べています。

- ①基本的な考え方である7つの基本理念を定めること。
- ②市の役割と市民、事業者、教育関係者の役割を明らかにすること。
- ③禁止事項や基本計画の策定。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みはこれまでも行ってきましたが、本条例の制定に伴い、ジェンダー平等も含め、全ての人が個人として尊重され、「一人ひとりが個性や能力を発揮し、輝けるまち」を実現するため、条例を制定しました。この条例によって、市民や事業者、教育関係者と基本理念や役割を共有し、将来にわたり啓発等の事業に取り組むことを明確にしています。

また、本条例において「全ての人」とは太田市で生活する全ての人のことを指しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) ジェンダー平等 市民一人ひとりが、社会的・文化的に形成された性別並びにジェンダーアイデンティティ、性的指向及び性表現にかかわらず、等しく権利、資源、機会、責任等を有することにより、その個性及び能力を十分に発揮できる状態をいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者その他市内で活動する者をいう。
- (4) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 教育関係者 市内において、学校教育又は社会教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 性別等 生物学的な性別、ジェンダーアイデンティティ、性的指向等をいう。
- (7) ジェンダーアイデンティティ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいう。
- (8) 性的指向 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第2条第1項に規定する性的指向をいう。
- (9) 性表現 服装、髪型、仕草、言葉遣い等自己の性についての表現をいう。
- (10) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ 平成6年にエジプトのカイロで開催された国際人口開発会議で採択されたカイロ行動計画に記載された女性の性及び生殖に関する健康及び権利をいう。
- (11) ワーク・ライフ・バランス やりがい及び充実感を感じながら働き、かつ、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域生活等においても、多様な生き方を選択することができることにより、仕事と生活の調和が図られることをいう。
- (12) セクシュアル・ハラスメント 職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件について不利益を受け、又は性的な言動により就業環境が害されることをいう。
- (13) 婚姻、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント 職場において行われる上司又は同僚からの言動により、婚姻した労働者若しくは妊娠し、若しくは出産した女性労働者又は育児休業等の申出をし、若しくはこれを取得した労働者の就業環境が害されることをいう。

(14) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。

(15) ストーカー行為 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為をいう。

#### 【趣旨】

本条例文の中で使用している語句の15の用語について、条例文を読み進めるにあたって、言葉の意味を正しく理解し、誤解や認識のばらつきがなく、市の考え方をより具体的に捉えてもらうため詳細に定義をしています。

#### 【説明】

##### (1)男女共同参画社会

男女がお互いを対等なパートナーとして尊重し合い、男女の性別によって役割を固定的に決めるのではなく、個人の能力や個性によってあらゆる分野で活躍できる社会のことをいいます。

##### (2)ジェンダー平等

ジェンダーとは、生物学的な性とは違い、社会の中で作られた性別のことをいいます。

例えば、「家事や育児は女性がするもの」「仕事は男性がするもの」といった、「女らしさ」「男らしさ」という文化的に作られた意識のことを指し、性別によって生き方や働き方の選択肢が決められてしまうなどの課題が存在しています。

ジェンダー平等とは、一人ひとりが、ジェンダーにかかわらず、平等に権利や資源、機会、責任を分かち合い、個性や能力を発揮し、輝ける状態のことをいいます。

性別等に関わる差別や不平等がなく、固定的な性別役割分担意識をなくしていくことが、「ジェンダー平等」の実現につながります。

##### (3)市民

本条例でいう「市民」とは、市内に居住する人だけでなく、市内に通勤する人、市内に在学する人、市内で活動する人など、太田市で生活する全ての人のことをいいます。

##### (4)事業者

市内で事業活動を行っている全ての事業者のことをいいます。なお、営利活動を行う個人や企業だけでなく、NPO等の非営利団体も対象とします。

##### (5)教育関係者

市内の学校教育や社会教育に携わる個人、法人、その他の団体のことをいいます。

学校教育とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校で、計画的かつ体系的に行われる教育活動のことをいいます。

社会教育とは学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主に青少年や成人を対象に行われる組織的な教育活動(体育やレクリエーションの活動を含む。)のうち、国や地方公共団体が、学習の機会の提供や奨励をするものをいいます(社会教育法第2条及び3条)。

例えば、市が開催する講座やイベント、情報の提供や、市が奨励した団体などによる学習会などを指しています。

#### (6)性別等

生まれ持った性別(からだの性)、ジェンダーアイデンティティ(性自認)、性的指向(好きになる性)などの総称を「性別等」としています。

生物学的な生まれ持った性別だけではなく、一般的に性的マイノリティ(性的少数者)とされる人の多様な性を含んでいます。

#### (7)ジェンダーアイデンティティ

自分が女性または男性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する認識のことをいいます。

ジェンダーアイデンティティは、生まれたときの生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。

#### (8)性的指向

恋愛又は性的欲求などの性的関心がどのような対象に向かうか、又は向かわないかのことをいいます。

#### (9)性表現

服装や髪型、仕草や言葉遣いなどの、外見に現れる性を、自分自身がどのように表現したいのかを示すことをいいます。

#### (10)リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

女性のライフサイクルを通じた、性と生殖に関する健康・生命の安全を権利として捉えるもので、近年では女性の人権の重要な概念の一つとして認識されています。

リプロダクティブ・ヘルスとは、性や出産に関わる全てのことにおいて、身体的、精神的、社会的にも本人の意思が尊重され、心身ともに健康で自分らしく生きられること、リプロダクティブ・ライツとは、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のことです。

#### (11)ワーク・ライフ・バランス

全ての働く人が、仕事上の責任を果たしつつ、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスを実現できるようにすることです。

結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた生き方を選択し、仕事と生活の調和が図られることをいいます。

#### (12)セクシュアル・ハラスメント

職場において、性的な話をする、容姿や身体的特徴について話題にするなどのほか、身体への不必要な接触、性的関係の強要及びわいせつな写真の提示等、相手の意に反した性的な言動により相手に不快感や不利益を与え、就業の環境を害する行為をいいます。

#### (13)婚姻、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント

結婚や妊娠に関して不快感や不利益を与える言動を行い、就業の環境を害することや、子どもを出産した女性が、育児休業の申請や取得を行った際に、不快感や不利益を与える言動をして、就業の環境を害する行為をいいます。

#### (14)ドメスティック・バイオレンス

事実婚を含む配偶者、交際相手、その他親密な関係にある者、またはあった者からの暴力のことをいいます。暴力には様々な種類があり、殴る蹴るといった身体的暴力だけでなく、嫌がらせや暴言といった精神的暴力、生活費を渡さないといった経済的暴力、交友関係を監視、制限したりする社会的暴力、同意のない性行為の強要といった性的暴力等があり、これらの行為も全て暴力に含まれます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律では、事実婚を含む配偶者及び元配偶者からの暴力と定義されていますが、この条例では交際相手からの暴力であるデートDVも含めるため、「配偶者、交際相手その他親密な関係にある者又はあった者」としてしています。

#### (15)ストーカー行為

ストーカー行為とは、同一の者に対し、恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対するつきまとい等または位置情報を承諾を得ないで取得すること等を繰り返して行うことを「ストーカー行為」といいます。

具体的には、つきまといや待ち伏せ、メールや電話、SNS等での繰り返しの接触、監視や見張り、誹謗中傷、GPS機器等を用いて位置情報を取得する行為等が挙げられます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進は、次に掲げる理念に基づいて行われなければならない。

- (1) 全ての人、性別等にかかわらず、個人として尊重され、かつ、あらゆる暴力及び差別的な取扱いを受けないこと。
- (2) 全ての人、性別等にかかわらず、その個性及び能力を十分に発揮することができる環境が整備されること。
- (3) 全ての人、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
- (4) 全ての人、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを理解し、かつ、互いに尊重するとともに、対等な関係のもとで、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (5) 全ての人、性別等にかかわらずワーク・ライフ・バランスを実現できること。
- (6) 家事、育児及び介護をはじめとする家庭生活及び職場並びに学校及び地域をはじめとする社会生活に存在する性別による固定的な役割分担等を反映した社会制度又は慣行を見直すこと。
- (7) 学校教育及び社会教育の場において、生涯を通して、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に向けた取組が行われること。

【趣旨】

本条では、「一人ひとりが個性や能力を発揮し、輝けるまち」の実現に向けて、全ての人に大切にしてほしい7つの考え方を定めています。

この基本理念は、全ての人、性別等に関わらず尊重され、対等な関係を築き、男女共同参画やジェンダー平等についての施策や事業を推し進めていくうえでの柱となる考え方です。

【説明】

「一人ひとりが個性や能力を発揮し、輝けるまち」を実現するために、以下の各号の考え方に基づき、男女共同参画やジェンダーについて推進する必要があることを定めています。

(1) 太田市で生活する全ての人、あらゆる暴力を受けないことがなく、「男性だから」、「女性だから」という決めつけによる差別をされず、その人のジェンダーアイデンティティ、性的指向、性表現等にかかわらず、個人として尊重されることが大切です。

なお、「あらゆる暴力」とは、身体的暴力のほか、精神的暴力や、経済的暴力、社会的暴力など、全ての暴力のことを意味しています。

(2) 性別等に関わらずお互いのことを理解して、性別等が原因で起きている問題のことを、個人の問題という考え方だけではなく、社会全体の問題として考え、協力しあうことで、



一人ひとりがかもつ個性や能力を發揮できる環境が整備されることが大切です。

(3) 特定の性別からの意見が欠け、その性別の人の意見が反映されないと、偏りが生じてしまいます。一方の性別に偏ってしまうことを防ぐために、性別等に関わらず、それぞれが積極的に政治や行政、経済、地域、教育などのあらゆる分野への参画を行い、それらの活動における企画・立案・決定の段階に、性別等に関わらず、多様な価値観や発想を政策や方針に取り入れることが大切です。

(4) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に基づき、男女がお互いに対等な関係が維持され、生涯にわたって健康な生活を送れることが大切です。

女性は、思春期から妊娠・出産期など、男性とは異なる特有の生理的機能を有しています。女性だけでなく男性もリプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を理解し、お互いを尊重することが、男女共同参画を推し進めることにつながります。

(5) 全ての人が、性別等によって制限されることなく、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、健康で豊かな生活ができるように、社会全体で、仕事と家庭や地域生活等との調和が保たれることが大切です。

(6) 家事や育児及び介護などの生活の場や、仕事や学校、地域生活などあらゆる場において、性別によって特定の役割が割り当てられてしまう考え方を改める事が大切です。

「男性は仕事、女性は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」のような男女という性別を理由に役割を固定する考え方のことを、固定的性別役割分担といいます。男女共同参画を推し進めるにあたっては、固定的性別役割分担を見直し、性別等によらず、その人個人の能力や適性、意思によって決定されなければなりません。

(7) 教育は、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する理解、意識の変革、価値観を形成するにあたり、大きな影響を与えます。そのため、学校教育や社会教育に関わる者は本条例の理念を十分理解し、教育を行うことが大切です。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者との協働に努めるとともに、国、他の地方公共団体及び関係団体と連携しなければならない。

【趣旨】

本条では、「一人ひとりが個性や能力を発揮し、輝けるまち」の実現にむけ、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等を推進していくうえで、市が果たすべき役割について明記しています。

なお、本条例でいう「市」とは、市長部局、その他の執行機関である行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会等）を指します。

【説明】

第1項

「一人ひとりが個性や能力を発揮し、輝けるまち」の実現のためには、市が率先して、本条例の基本理念に基づいた施策に取り組む必要があり、市は総合的かつ計画的に施策を実施していく責任があることを明記しています。

第2項

施策の推進にあたっては、それぞれの立場からの多様な視点を取り入れるため、市民、事業者、教育関係者や国及び他の関係団体と連携し取り組むことが望まれます。

市民や各種団体と連携することで、一人ひとりの意識向上が期待できます。市民一人ひとりの意識が向上することで、地域全体の意識向上につながり、実施する施策の効果をより高めることができます。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進について理解を深め、その推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する施策に協力するとともに、その目的の達成に努めるものとする。

【趣旨】

本条では、「一人ひとりが個性や能力を発揮し、輝けるまち」の実現のためには、市民一人ひとりの意識や行動が社会全体の意識向上につながることから、市民が果たす役割について努力義務を規定したものです。

【説明】

第1項

「一人ひとりが個性や能力を発揮し、輝けるまち」の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関し、正しい理解を深めることが必要不可欠です。

市民の皆さんには、この条例の基本理念を理解し、正しい知識を身につけ、あらゆる分野で男女共同参画やジェンダー平等の意識を持ち、主体的かつ積極的な行動に努めていただくことを規定しています。

第2項

「一人ひとりが個性や能力を発揮し、輝けるまち」の実現のため、市が実施する施策をより効果的に推進するため、市民の皆さまには、市の施策に協力するだけでなく、その目的や重要性、太田市が目指すビジョンを理解し、自分事として行動するよう努めていただくことを規定しています。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進について理解を深め、事業活動を行うに当たっては、その推進に努めるとともに、雇用の分野における均等な機会及び待遇の確保に努めるものとする。
- 2 事業者は、全ての従業員がワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備に努めるものとする。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する施策に協力するとともに、その目的の達成に努めるものとする。
- 4 事業者は、セクシュアル・ハラスメント及び婚姻、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントの根絶に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、「一人ひとりが個性や能力を発揮し、輝けるまち」の実現のため、事業者が果たすべき役割について努力義務を規定したものです。男女共同参画社会基本法には特に定められていませんが、事業者は労働者を使用するといった性格上、男女共同参画やジェンダー平等の推進に関して、強い影響力を持ちます。そのため、職場における男女共同参画の推進は欠かすことができないことから、事業者に対し、性別等に関係なく誰しものが活躍できる環境づくりをすることを努力義務として定めています。

【説明】

第1項

事業者の皆さんには雇用のあらゆる場において、性別等に関わらず均等な機会や待遇の確保に努めていただくことを規定しています。

性別等に関わらず全ての人が尊重され、個性と能力を発揮し、従業員が安心して働くためには事業者が体制を整備することが求められています。

男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する理解を深め、推進していくとともに、従業員の雇用において性別等による偏りのない均等な機会、待遇を得ることができる環境づくりに努める必要があります。

第2項

職場環境の整備について努力義務を規定しています。

事業者は、性別等による差別がなく、一人ひとりが自身の持つ個性や能力を発揮しながら活躍できるように、職場と家庭や地域などを両立できるワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備することが求められています。

第3項

市が実施する施策をより効果的に推進し、「一人ひとりが個性や能力を発揮し、輝けるまち」を実現するため、市の施策に協力するだけでなく、その目的や重要性、太田市が目指すビジョンを理解し、自分事として行動するよう努力義務を規定しています。

#### 第4項

ハラスメントの根絶について、努力義務を規定しています。

事業者は、職場の上司や同僚からのセクシュアルハラスメントや、結婚や妊娠に関して不快感や不利益を与える言動をして就業の環境を害すること、また、子どもを出産した女性が、育児休業の申請や取得を行った際に、不快感や不利益を与える言動をして就業の環境を害するハラスメントの根絶に務める必要があります。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進についての理解を深めるとともに、その推進に果たす教育の重要性を認識した上で、教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する施策に協力するとともに、その目的の達成に努めなければならない。

【趣旨】

本条では、「一人ひとりが個性や能力を発揮し、輝けるまち」の実現のため、教育が価値観の形成や理解の促進に果たす役割が重要であることから、教育関係者が果たす役割を規定しています。

【説明】

第1項

男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等について正しい理解を深め、基本理念に基づいた教育を行うよう努力義務を規定しています。

教育は、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の意識形成や価値観に大きな影響を与えます。教育関係者は、生涯を通じた様々な教育や学習の場において教育の果たす役割は重要であるということを認識し、教育を行うように規定しています。

第2項

市が実施する施策をより効果的に推進し、「一人ひとりが個性や能力を発揮し、輝けるまち」を実現するために、市の施策へ協力することに加え、その目的や重要性、太田市が目指すビジョンを理解し、目的の達成を目指すよう努力義務を規定しています。

(性別等に起因する差別的な取扱い等の禁止)

第8条 何人も、性別等に起因する差別的な取扱いその他の性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為並びにセクシュアル・ハラスメント及び婚姻、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、他人のジェンダーアイデンティティ又は性的指向に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

4 何人も、情報の発信に当たっては、性別等による人権侵害に当たる表現又は性別による役割分担を助長し、若しくは連想させる表現を用いないよう配慮しなければならない。

#### 【趣旨】

本条では、性別等が原因で発生する差別的な取扱いや人権侵害がもたらす被害の重要性を重く受け止め、各号に定める行為について禁止事項を規定しています。

性別等の違いを理由とした差別は、一人ひとりが個性や能力を発揮し輝けるまちの実現を阻む大きな要因であり、深刻な問題となっています。

本条例は、基本的な理念や方針を示すことを目的とした理念条例であるため、強制力を持つ罰則等は規定していません。しかし、性別等による差別をはじめ、あらゆる差別を行うことを許さないという市の姿勢を明らかにするため、禁止事項として明記しています。

#### 【説明】

##### 第1項

性別等に起因する差別的な取扱いや、人権侵害を禁止する規定です。

性別等に起因する差別的な取扱いや人権侵害とは、差別、暴力、不当な行為など様々なものがあり、次項以降に規定するドメスティック・バイオレンス（以下「DV」）、ハラスメント、カミングアウトの強制又は禁止、アウティングなどを含んでいます。「カミングアウト」とは、本人の意思に基づき、伝えたいときに、伝えたい人に対して、ジェンダーアイデンティティや性的指向について公表することをいいます。

「アウティング」とは、本人の了承を得ずに、第三者が他人のジェンダーアイデンティティや性的指向を公にする行為をいいます。

##### 第2項

DVや、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント及び婚姻、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントを禁止する規定です。

DVやストーカー行為等は相手の尊厳を傷つける重大な人権侵害です。

暴力は性別等を問わず、どんな間柄の人であっても、決して許されるものではありません。特に、パートナー等からの暴力、ストーカー行為などの暴力は、男女共同参画社会形成の推

進に向けた重要な課題となっています。

また、職場や労働の場でのセクシュアル・ハラスメントや婚姻、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントについても禁止しています。性的な言動に対する受け止め方には、個人間に差があり、ハラスメントにあたるか否かについては、相手の判断が重要です。

またセクシュアル・ハラスメントは、主に異性間で起こる問題と思われがちですが、同性間でも生じ得ます。

本項では、これらの労働環境が害される行為について、あらゆる場で行わないように禁止事項として規定しています。

### 第3項

カミングアウトの強制又は禁止と、アウティングを禁止する規定です。

カミングアウトは、本人の意思によって行われるべきものであり、他人がカミングアウトを強制したり、カミングアウトをすることを禁止したりしてはいけません。

また、本人の同意なく第三者が他人のジェンダーアイデンティティや、性的指向を公にするアウティング行為は重大な人権侵害にあたります。アウティングは絶対にしてはいけません。

### 第4項

情報の発信をするときには、性別等による人権侵害に当たる表現や、固定的な性別による役割分担を助長させたり連想させたりするような表現を使用しないよう配慮を求めるところを規定しています。

固定的な性別による役割分担とは、「男性はいつもリーダー」「子どもの世話をするのは女性」など、本人の意思が尊重されず、性別によって決まった役割やイメージの押しつけが行われることを指します。

また、「保母」「看護婦」「父兄」など、片方の性別のみを取り上げている不適切な言葉や表現があります。このような性別等による偏りをイメージさせる表現は使用しないよう配慮しましょう。

人の意識形成に及ぼすメディアの影響力は大きく、間違った情報や偏った情報が発信されてしまうと、誤ったイメージが形成されてしまいます。

性別等によって固定的なイメージに縛られず、多様な性のあり方があることを念頭に置いた表現をするように配慮をお願いします。



(基本計画)

- 第9条 市は、市の区域における男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 市は、基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【趣旨】

本条では、基本計画の策定をすることについて定めています。

【説明】

第1項

男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進を総合的かつ効果的に行っていくため、市は基本計画を策定をすることを定めています。

太田市では、「太田市男女共同参画基本計画」を策定し、この計画に基づき様々な施策を実施しています。

第2項

基本計画を定めるときは、広く市民、事業者及び教育関係者の意見を反映させなければならないことを規定しています。

計画の策定には、専門家の意見や市民からの意見、教育や福祉に携わるあらゆる人や団体からの意見を反映させることが望ましいことから、「太田市男女共同参画推進協議会」による協議や、パブリックコメント（意見公募）を実施し、広く市民の意見を取り入れる措置を行います。

第3項

基本計画を策定したとき、または変更したときには速やかに基本計画の公表を行う必要があるということを規定しています。

基本計画は、市の指針を示す重要な計画のため、最新の情報を広く市民や、事業者、教育関係者に知ってもらう必要があります。そのため、計画の新規策定や修正があった場合には、そのことについて迅速に広報紙やホームページ、SNS等で周知を図ります。

(苦情等への対応)

第10条 市民、事業者及び教育関係者は、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する事項について、市に対して、相談を行い、又は苦情若しくは意見の申立てを行うことができる。

2 市は、前項の規定による相談又は苦情若しくは意見の申立てを受けたときは、国、他の地方公共団体及び関係団体と連携し、その解決に努めなければならない。

【趣旨】

市民、事業者、教育関係者から男女共同参画の形成及びジェンダー平等の推進に関することへの苦情や意見の申出、相談があった場合の相談体制や、市の対応について定めたものです。

【説明】

第1項

市民、事業者、教育関係者は、男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等に関する事項について、市へ相談、苦情、意見の申し立てができることを規定しています。

市が実施する施策や基本計画や、性別等による差別的取扱い等のことについて、市が相談窓口になり、相談等を受け付けることを定めています。

第2項

市は男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する相談や苦情、意見の申し立てを受けた際に、関係団体と連携し解決に努めることを規定しています。

これらの相談があった場合には、市役所内の関連部署、国、県及び他市、警察等の関係団体との連携を強化し、迅速かつ適切な処理を行うよう対処します。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、この条例に定められていること以外の事項に関して、より具体的なものは別の例規等で定めることを規定しています。